

○基本計画

第1章 自然と人々が共生する村づくり

●第1節 環境

第1項 自然環境の保全

〔現状と課題〕

本村は337.5K㎡もの広大な面積を有し、豊かな自然環境・景観に恵まれた村です。上信越高原国立公園に該当する地域も多くあり、別荘分譲地等の開発地区に対しても自然公園法や村条例等による規制もあり、比較的しっかりと自然環境や自然景観が保全されています。この自然環境は、観光資源として村民の暮らしと密接な関係に位置づけられ、「自然」あつての「観光地」という一面も持ち合わせています。しかしながら、経済的要因や木材価格の低迷により、森林整備事業等の遅れが見られ、森林機能の低下が心配されています。地球温暖化防止のためにも、CO₂を吸収する森林の整備等が必要です。

豊かな自然環境と共存する村づくりは、住民アンケート結果でも示されるように、村のイメージアップと村民の期待する村づくりに合致し、村の将来発展につながる最重要課題です。村の基盤整備を進める上でも、生物多様性に配慮しつつ自然環境の保全を重点に置きながら進める必要があります。

◎主要施策

第1号 自然環境保全意識の形成

- ① 豊かな自然環境は、多くの人々に恩恵をもたらすので、保全するよう啓発に努めます。
- ② レンゲツツジの保全活動や植林活動など豊かな自然環境を保全する様々な施策を実施します。
- ③ 自然環境教育などを通じ、自然環境保全意識の形成に努めます。

第2号 森林の保全

- ① 地球温暖化防止のためにも森林整備や森林保全に関する制度の普及啓発と指導に努めます。
- ② 水をはぐくむ森林土壌の更なる保全と森林整備を図ります。
- ③ 遊歩道整備やレクリエーション利用など森林の多目的利用を推進します。

第3号 生態系の保全

- ① 変化に富んだ自然環境維持のため、動植物の多様な生態系を保全します。
- ② 人工構造物の設置に際しては、生物多様性に配慮しつつ生息空間の維持に努めます。
- ③ 動植物の種の保全の観点から、外来生物の侵入防止にも努めます。

第2項 水質・水源の保全

〔現状と課題〕

本村の水源地域は、標高900mから1,400mの森林地帯に位置し、豊富で良質な水を供給しています。この恵まれた水を安定的に供給するために、村民の水に対する意識の向上と併せて、大規模な森林の伐採を伴う開発を規制するなど、森林保全のための具体的な方法を考える必要があります。

一方、河川の水質は、下水道事業等の整備促進が図られ改善されましたが、更なる接続率の向上が必要です。また、畑地帯からの表土流出に伴う水質汚染は大きな問題であり、十分な対策が望まれています。

◎主要施策

第1号 水源の確保・保全

- ① 良質な水質を保持するためにも、新たな水源について確保・保全するよう努めます。
- ② 水源涵養林を健全に保ち、水質維持に努めます。

第2号 河川の環境保全

- ① 河川の水質を保持するために、下水道事業の更なる普及に努めます。
- ② 沈砂池や緑地帯を設け、土壌の流出を防ぎます。



第3項 景観の保全・育成

〔現状と課題〕

本村は、日本百名山中の三名山を有しており、雄大で美しい自然景観は、訪れる人々に感銘とやすらぎを与えるとともに、村民の誇りとなっています。私たちには、このすばらしい自然景観と眺望を享受できる環境を保全し、次世代に引き継いで行く責務があります。また、農業と観光の村として一層の飛躍が求められ、さらに、別荘地としての望ましい景観形成や、歴史的文化的景観の保全が求められています。

これらの課題を解決するため、景観法により景観行政団体の指定を受けるなど、景観の保全と形成に必要な条例制定を検討します。

◎主要施策

第1号 馴染らしい景観の形成

- ① 景観法による景観団体の指定を受け、景観条例の制定を目指します。
- ② 歴史的・文化的に貴重な馴染らしい景観資源を保全しながら、景観づくりを進めます。
- ③ 景観形成は、新たな村づくりにつながるので、啓発活動を積極的に進めます。



●第2節 土地利用

第1項 土地利用計画の策定・推進

〔現状と課題〕

本村の土地利用は、自然・農業・観光・居住など混在し、美しい景観が雑然化しつつあります。用途が異なる土地利用は、道路や水道などの基盤整備や機能の面からも非効率であるばかりでなく、自然や生活環境への悪影響も懸念されます。村の望ましい姿を構想し、総合的な土地利用を推進するためには、ゾーン区分を明確にし、それぞれの機能をよりよく活かすことのできる土地利用制度を整えていく必要があります。

「国土利用計画法」に基づく馴染村土地利用計画を昭和57年3月に策定し、「馴染村開発事業等の適正化に関する条例（平成3年4月）」及び「馴染村における建築物の制限に関する条例（平成5年8月）」により土地開発規制を進めてきました。平成13年からは、村全体の望ましい将来像を実現するため「明日の馴染村を考える・村づくりと土地利用基本方策策定調査」を行いました。平成21年には庁内において「ランドデザイン検討委員会」が組織され、上信自動車道早期整備について方向性を検討しました。

今後は、村民の意見を踏まえた土地利用構想を確立し、将来性ある土地利用計画の実現化が求められています。

◎主要施策

第1号 土地利用計画の見直し

- ① 土地利用構想に基づき、村民の意向を踏まえ、土地利用計画の見直しを検討します。

第2号 有効な土地利用の確立

- ① 有効的な土地利用を進めるために、計画的に国土調査事業を実施します。

●第3節 交通

第1項 道路整備の推進

〔現状と課題〕

本村の道路は、国道144号を中心に県道・主要村道で集落間が結ばれ、集落内では生活道や農道が配されています。また、周辺市町村との連絡には前記道路のほか主要地方道・有料道路により、道路網の基礎が形成されています。

今後の課題としては、歩道整備、路面補修等の改良工事の推進等に加え、冬季の除雪作業の充実や別荘地内の道路対応等の取り組みが望まれています。また、上信自動車道の早期開通及びそのアクセス道の整備については、本村道路網の根幹をなすものであり、引き続き国県等へ強力に要望していく必要があります。

◎主要施策

第1号 上信自動車道の整備促進

- ① 上信自動車道の早期建設を要望し、早期実現を目指します。

第2号 幹線道路の整備促進

- ① 景観にも配慮した国・県・主要地方道の整備促進を行います。

第3号 生活道路の計画的整備

- ① 緊急性や需要を反映し、計画的な整備に努めます。
- ② 安全な通行や利用しやすい道路施設の維持管理を充実します。

第2項 公共交通の存続維持

〔現状と課題〕

村内の定期バス路線については、社会情勢の変化等に伴う利用者数の減少により、大幅な再編が実施されています。長年にわたり、その中枢を担ってきたJRバスの廃止を受け、村営バスの運行等による代替運行案を試行しましたが、利用者のニーズと運行経費の間に隔たりがあり、最低限の利用者数を確保ができず廃止に至りました。現在は、福祉バス等による老人対応、スクールバスによる児童・生徒対応等のように利用者を限定した運行バスはあるものの、その他の一般ニーズに対しては、ごく一部の民間路線区間を除いては対応されておらず、タクシー利用等に頼らざるを得ない状況にあります。

今後は、住民ニーズを十分に把握し、社会的状況の変化等に応じた対策がとれるよう準備するとともに、将来的にはデマンドバス運行や定期バス方式について模索検討する必要があります。鉄道関係については、通学利用者は、比較的安定しているものの、観光入込数の減少やマイカー利用者の増等により利用客数が大幅に減少している状況にあります。JR路線は、公共交通機関として、本村の「生命線」ともいえる重要な交通手段であり、利用促進の施策はもとより村内各駅の環境改善等を強力に推進し、今後とも利用客を増やす努力を継続することが望まれます。また、この増客運動と並行して、運行内容の充実等に関しJR側に対し、強力に要請していく必要があります。

◎主要施策

第1号 バスなどの公共交通の確保

- ① 利用者減少の中、定期バス路線の存続に向けて検討を行い、支援を図ります。
- ② 福祉バスやスクールバスの充実を図ります。
- ③ 観光客等の来村者も利用可能な新たな公共交通を検討します。



第2号 鉄道利用の促進

- ① 本村を訪れる観光客の需要に合わせた運行をJRに要請します。
- ② 利用促進のPRや観光施策の充実を図り、駅の活性化に努めます。
- ③ 駅周辺の景観整備について、万座鹿沢口駅活性化協議会とともに促進します。

●第4節 国土保全

第1項 治山・治水事業の促進

〔現状と課題〕

本村の広大な森林からの豊富な湧水は、吾妻川へと注いでいます。これは私たちの暮らしに潤いをもたらしていますが、一方で土石流やがけ崩れ・地すべり・河川の増水などによる自然災害の脅威も併せ持っています。このことを踏まえ、自然の恩恵と脅威という二面性を考慮しながら、安全で自然豊かな国土保全を進める必要があります。

特に集落周辺における災害の未然防止対策の強化が求められ、土砂災害防止法による警戒区域の活用などにより、自然災害に強い村づくりが重要な課題となっています。

◎主要施策

第1号 治山の充実・促進

- ① 治山事業を促進し、災害を抑えます。
- ② 森林の保全育成に努め、森林の持つ国土保全機能を高めます。

第2号 治水の充実

- ① 住民と協働で、河川のごみ拾いなど環境整備について努めます。
- ② 砂防堰堤、護岸整備、河川の床固めなど砂防工事を国や県に要望します。